

2024年5月18日

## 岸田政権の壊憲策動に抗して

上智大学 中野晃一

### 1. ポスト冷戦期の世界のなかの日本の安全保障政策

ポスト冷戦期の「**集団安全保障**」の取り組みとアジア近隣諸国との和解

PKO法（1992）、国連改革の試み

河野談話（1993）、村山談話・アジア女性基金（1995）

「置き去り」論の逆襲と「**同盟**」強化路線への転換

（対米追随一辺倒とアジア外交の放棄）

日米安全保障共同宣言（1996）、新ガイドライン（1997）、周辺事態法（1999）

アーミテージ報告（2000）、テロ特措法（2001）、イラク特措法（2003）

武力攻撃事態法などの有事法制（2003、2004）、防衛省設置（2006）

国民投票法（2007）、新テロ特措法（2008）

鳩山民主党政権の挫折

安倍自民政権による歯止めなき対米追随路線

96条改憲の企て（2013）、NSC法（2013）、特定秘密保護法（2013）

辺野古新基地建設推進（2013-）、防衛装備品移転三原則（2014）

集団的自衛権行使への解釈改憲（2014）、安保関連法成立（2015）

南スーダンPKOで自衛隊に「駆け付け警護」任務付与（2016）

安全保障技術研究推進制度（軍事研究）110億円（2017）

北朝鮮「危機」で米艦防護（2017）、共謀罪法（2017）、武器「爆買い」（2018-）

自衛隊中東派遣（2020）、敵基地攻撃論（2020-）

日本学術会議人事介入（2020-）、重要土地規制法（2021）、経済安保法（2022）

安保三文書改定（2022）、防衛費倍増方針（2022-）

安倍氏亡き後も

軍事・経済・科学技術においてアメリカの覇権（「自由主義秩序」）を支え

中国を封じ込める「同盟」政策の強化にひた走る日本政府

＝バイデン政権による「**統合抑止**」の提唱

## 2. 「同盟」と「抑止」の何が問題か

軍事力（抑止 deterrence）や「同盟」（＝集団的自衛権）では  
安全保障（security）は担保できない

「抑止」（deter = de (away) + ter (fear)) 恐怖を与えることによって未然に戦争を防ぐ  
→ 威嚇することで未然に防げるとは限らず、かえって戦争を惹起する可能性も  
もともと冷戦期に核抑止論として発達し、核戦争や大戦は起きていないが、  
「小さい」戦争や代理戦争は防げていない

「同盟」（拡大抑止）戦争になったら同盟国も参戦すると威嚇することによる安全保障  
→ 抑止に失敗すると、戦争の拡大につながり、世界大戦にさえなりかねない

「安全保障」（secure = se (separate) + cure (worry)) 心配を取り除く  
→ 本来の意味の「安全保障」は、上記「抑止」とは真逆の意味  
両者の関係に「恐怖」を追加しては、「心配」が増えるだけ

ともに不安と恐怖を取り除く、「共通の安全保障」でしか安全保障はできない  
「法に基づく国際秩序」（rules-based order）と「国際法」（international law）の違い

## 3. バイデン政権の「統合抑止」戦略と安倍亡き後も続く日本の「軍事化」

「統合抑止」の2つの意味

- (1) 軍事と非軍事（経済、科学技術、情報）の統合
- (2) 同盟・パートナー諸国の軍事、外交、経済協調を網羅した統合

安保3文書の改定

敵基地攻撃能力の確保

防衛費大增額

南西諸島の軍事要塞化

経済安全保障法とその強化（セキュリティクリアランス）

軍事研究の推進

日本学術会議・大学への攻撃

殺傷兵器を含めた武器輸出の拡大

#### 4. 2012 年体制下での日米同盟の際限ない強化による「統合抑止」が意味すること

立憲民主主義が無効化され、経済や科学技術・学術研究、情報がすべて軍事（安全保障）のしもべにされつつある

##### 立憲民主主義の深刻な後退

集団的自衛権の公使容認と 2015 年安保法制

憲法 53 条の無効化（2015、2017、2021、2022 年）

財政立憲主義（予備費）と財政民主主義の後退と「戦時財政」化

歴史修正主義と軍事強化にともなう、報道の自由、学問の自由の後退

情報戦や経済戦争はすでに始まっていて、日本の支配層はそこに儲けの確保と権力・統制強化の道を見出している

自由や人権、民主主義を守るための抑止・同盟強化を安倍以降も岸田は続けているとアメリカなど「西側諸国」に称賛されつつ、実際には、日本の自由、人権、民主主義が大きく後退を続けている

しかも米中戦争になれば、台湾や日本が戦場になり、国民の生命、自由、及び幸福追求の権利（憲法 13 条）が実際には守れなくなる

現状、「改憲」（明文改憲）以上に怖いのが「壊憲」

明文改憲が急展開する恐れは、維新・国民民主がのして連立枠組みが変わる時か

#### 5. 日本の役割：新平和主義として「一国から始める平和主義」を

9 条と 13 条の連携プレーが「平和国家」を支えてきた。これを完全に反故にされてしまったら、新しい戦前を迎える「軍事国家」に変質してしまう

憲法を反故にする無原則な「例外」の拡大によって損なわれた「行動予見性」の回復をすることが、戦争のリスクを下げることになる

私たちが憲法を守り活かし、暮らしといのち、自由や民主主義を守り、守らせることこそが平和をつくる安全保障政策

## 【参考資料】

### 日本国憲法

**第9条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。(戦争放棄)

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。(戦力不保持、交戦権否認)

**前文** われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。(平和的生存権)

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(幸福追求権)

**第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(生存権)

**第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(教育を受ける権利)

市民連合ホームページ <https://shiminrengo.com>

「ニュース」から「声明」へ

「現況における安全保障政策についての市民連合の基本的な考え方 (2023年5月)」

「ひろば」から「コラム」へ

【徹底議論】「戦争回避」のためのリアル (全3回)

柳澤協二元内閣官房副長官補 (安全保障担当) × 石田淳東京大学教授 (国際政治学)

Progressive! Channel (YouTube)

<https://www.youtube.com/@ProgressiveChannelKN>